

様式第4号(第9条及び第10条関係)

補助金等変更・中止承認申請書

令和 年 月 日

大田市長 楫野 弘和 様

住所

申請者 氏名

電話

大田市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第9条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

補助金等交付 決定年月日		令和 年 月 日		補助金等交付 決定指令番号		指令環第 号-2	
補助年度	令和 年度	補助金等 の名称	大田市省エネ家電買換支援事業補助金				
補助事業等の名称		大田市省エネ家電買換支援事業					
補助事業等の内容		変更前					
		変更後					
変更又は中止 (廃止)の理由							
変更又は中止 (廃止)の年月日		令和 年 月 日					
変更前 の経費		合計	円				
		内訳	本体 購入金額	円	設置費用 等	円	
変更前の補助金の額		円					
変更後 の経費		合計	(裏面チェックシート⑦の金額) 円				
		内訳	本体 購入金額	(裏面チェックシート①の金額) 円	設置費用 等	(裏面チェックシート(②+③-⑤)の金額) 円	
変更後の補助金の額		(裏面チェックシート⑩の金額) 円					

(次項に続きます)

添付書類	※申請事項審査結果(担当課)
1 見積明細書	
2 製品の仕様が確認できるカタログ等の写し	
3 その他市長が認める書類	

注 ※印の欄は、記入しないこと。

大田市省エネ家電買換支援事業補助金チェックシート

1 申請者について

全てに☒が入らないと補助金の交付を受けることができません。

- ☐ 申請時点において、大田市内に居住し、大田市の住民基本台帳に登録されている。
☐ 申請時点において、市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに国民健康保険料等に滞納がない。

2 省エネ家電の設置について

全てに☒が入らないと補助金の交付を受けることができません。

- ☐ 省エネ家電は、既存の電化製品の買換えである。
☐ 省エネ家電は、市内に所在する店舗で購入するものである。
☐ 申請者が省エネ家電の設置に要する費用を全額支払うものである。
☐ 省エネ家電は、自ら居住する市内の住宅に設置し、使用するものである。
(店舗兼併用住宅については、居住部分に設置し、使用するものである)

3 補助金の額の計算方法

(1) 補助対象経費の額

本体金額	①	円	
設置工事代金	②	円	
設置に係る運搬料	③	円	
リサイクル料金	④	円	※対象外
値引き・ポイント利用	⑤	円	控除
消費税	⑥	円	※対象外
補助対象経費(①+②+③-⑤)	⑦	円	

(2) 補助率

住民税非課税世帯に該当しない	⑧	1/3
住民税非課税世帯に該当する	⑨	1/2

(3) 省エネ基準達成率

統一省エネラベルに表示された達成率	%
-------------------	---

(4) 補助金上限額

住民税非課税世帯に該当しない	100%以上 ⑩	40,000 円
	100%未満 ⑪	10,000 円
住民税非課税世帯に該当する	100%以上 ⑫	60,000 円
	100%未満 ⑬	15,000 円

(5) 補助金額の計算

⑦(円)×⑧又は⑨の率()	= ⑭ 円
⑭の額の千円未満の額を切り捨てた額	= ⑮ 円
住民税課税区分と省エネ基準達成率に応じた上限額(⑩、⑪、⑫、⑬)	= ⑯ 円
⑮の額と⑯の額のいずれか小さい方の額	= ⑰ 円